

中小企業緊急円高対策生産体制支援事業実施要領

(趣旨)

第1条 知事は、急激な円高の進行により厳しい経営環境にあるものづくり企業の経営の安定及び発展を支援するため、生産改革による生産コストの削減や海外製品との競争力強化のために設備投資を行う者に対し、補助金等の交付に関する規則（昭和35年京都府規則第23号。以下「規則」という。）及びこの要領の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ものづくり企業 京都府中小企業応援条例（平成19年京都府条例第13号）第7条第2項に規定する中小企業者のうち、府内に本社及び設備投資の対象となる事業所を有し製造業又は情報通信業に属する中小企業をいう。
- (2) 製造業 統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類（以下「日本標準産業分類」という。）において製造業に分類される産業をいう。
- (3) 情報通信業 日本標準産業分類において情報通信業に分類される産業をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、府内に本社及び設備投資の対象となる事業所を有するものづくり企業であって、次の各号のいずれかに該当する者のうち、補助事業を適正に実施することができるものと認められるものとする。ただし、中小企業応援隊の聞き取り等により補助対象者であると認められるものについては、この限りでない。

- (1) 輸出依存度が25パーセント以上あること
- (2) 輸出依存度が25パーセント以上の企業に部品等を納入していること

(補助事業の対象)

第4条 補助事業の対象は、補助対象者が実施する生産改革による生産コストの削減や海外製品との競争力強化のために行う新たな設備投資とする。

(補助対象経費等)

第5条 補助事業の対象のうち、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助額は、次表に定めるところとする。

補助対象経費	補助額
工場その他知事が必要と認める施設の建設又は増改築に係る経費（土地の取得に係る経費を除く。）、生産設備の購入又は設置に係る経費その他知事が必要と認める経費	補助対象経費の100分の15以内の額（1億円を上限とする。）。ただし、当該算出した額が100万円未満となる場合（補助事業を実施した結果、当該額が100万円未満となったことが補助事業の実施上やむを得ないと知事が認める場合を除く。）は、補助の対象としない。

(交付の申請)

第6条 規則第5条に規定する申請書は、別記第1号様式によるものとする。

2 補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく仕入に係る消費税及び地方消費税として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（補助事業の変更等の承認）

第7条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の経費の配分又は内容を変更しようとするときは、別記第2号様式による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

（補助事業の中止又は廃止）

第8条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、別記第3号様式による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（補助事業遅延等の報告）

第9条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了する見込みがなくなったとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに、別記第4号様式による報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

（遂行状況報告）

第10条 規則第11条の規定による遂行状況の報告は、別記第5号様式によるものとし、知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第11条 規則第13条に規定する実績報告書は、別記第6号様式によるものとし、補助事業の完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた日を含む。）から起算して20日を経過した日又は補助事業の完了した日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の概算払）

第12条 補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、別記第7号様式による請求書を知事に提出しなければならない。

（補助金の経理等）

第13条 補助事業者は、補助金に係る収支を記載した帳簿を備え付けるとともに、その証拠となる書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業の完了した日の属する年度の終了後10年間保存しなければならない。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第14条 補助事業者は、補助事業完了後に申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに、別記第8号様式による報告書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税

額の全部又は一部の返還を命じることができる。

(財産の管理及び処分)

第15条 補助事業者は、補助事業が完了した後も補助事業により取得し、又は効用が増加した財産（以下「取得財産」という。）について、別記第9号様式による取得財産管理台帳を備え、その保管状況を明らかにし、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

2 規則第19条ただし書に規定する知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数又は交付決定の日から10年のいずれか短い期間とし、規則第19条第2号に規定する知事が別に定める取得財産は、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものとする。

3 補助事業者は、前項に定める期間を経過する以前に、処分を制限された取得財産を処分しようとするときは、別記第10号様式による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

4 知事は、前項の承認を受けた補助事業者に対し、当該承認に係る取得財産の処分により収入があったときは、その収入の全部又は一部を府に納付させることができる。

(設備の稼働状況等の報告)

第16条 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する年度の終了後5年間、毎年4月15日までに補助事業の対象となった設備の稼働状況及び損益の状況について、別記第11号様式による報告書を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の報告をした場合、その証拠となる書類を当該報告に係る年度の終了後3年間保存しなければならない。

(成果の発表)

第17条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に補助事業の成果を発表させることができる。

2 補助事業者は、知事が補助事業の成果の普及を図るときは、これに協力しなければならない。

(その他)

第18条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、平成23年11月11日から適用する。

附 則

この要領は、平成24年6月8日から適用する。